

格付提供方針等に基づく適時開示情報

- 信用格付業者の商号及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）
- 格付付与日（格付委員会における格付決定日）：2011年11月22日
- 主任格付アナリスト：堀内千花子
- 信用格付の付与について当社を代表して責任を有する者：鳥谷礼子
- 信用格付の付与に当たり採用した次に掲げる事項の概要（区分：金融機関）
 - 信用状態に関する評価の前提となる事項及び信用状態に関する評価の結果を示す等級を定めるために用いる基準：弊社ウェブサイト（[「格付の定義」](#)）>「格付の定義をダウンロード」（PDF））に掲載された「格付及びその他の形態の意見に関する定義」を参照のこと。
 - 信用格付の付与に係る方法（重要なものに限る）：

「Global Financial Institutions Rating Criteria」（2011年8月16日付）の概要は、以下のとおりである。

フィッチの金融機関の分析は、定性的要因および定量的要因（内部要因、外部要因）に基づき行われ、金融機関に付与する発行体デフォルト格付(IDR)の決定要因となる。定性的要因の例としては、営業基盤および経営管理能力があげられる。定量的要因の例としては、資本基盤、収益性および資産の質などがある。当該要素の相対的なウェイト付けは、個々の状況によって異なる場合がある。外部要因としては、当該金融機関経営を取り巻く経済環境、法律上、規制上、財政上の枠組み、当該国の金融システムの構造などがある。

すべての金融機関分析において、ほとんどの場合に格付決定の主要な要因となる5つの主要な要素は以下のとおりである。最終的な格付決定における各要素の相対的な重要性は、金融機関によって異なる。

 - ・ 業界特性および事業環境
 - ・ 会社概要およびリスク管理
 - ・ 財務特性
 - ・ 経営戦略およびコーポレート・ガバナンス
 - ・ 企業の所有形態、支援およびグループ要因

フィッチでは、これらの各格付カテゴリーまたは各カテゴリー内の様々な要素について、予め一定のウェイト付けを行うことはない。これは、個々の事情により適切なウェイトが異なってくると考えるためである。一般的な指針として、あるカテゴリーが他より著しく弱い場合、この最も弱い要素が分析においてより大きなウェイトを占める傾向がある。
 - 信用格付の対象となる事項：

格付対象先：株式会社みずほコーポレート銀行

格付アクションの内容：

 - ー外貨建て長期 IDR：「A」に据え置き、アウトルックは「安定的」
 - ー円建て長期 IDR：「A」に据え置き、アウトルックは「安定的」
 - ー外貨建て短期 IDR：「F1」に据え置き
 - ー円建て短期 IDR：「F1」に据え置き
 - ー存続性格付：「bbb-」に据え置き
 - ーサポート格付：「1」に据え置き
 - ーサポート格付フロアー：「A」に据え置き
- 格付関係者の氏名又は名称：株式会社みずほコーポレート銀行（当該法人）

- **付与した信用格付の前提、意義及び限界：**

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

- **信用格付の付与に当たり利用した主要情報に関する以下の事項**

- (1) **当該情報の概要：**

- a) 有価証券報告書
- b) 決算短信
- c) 格付関係者が発表したプレスリリース

- (2) **当該情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：**

上記情報については、それぞれ以下であることを確認した。

- a) 格付関係者による法定開示であり、また当該情報に関する第三者検証（監査）は実施済み
- b) 証券取引所の適時開示ルールに則り格付関係者から提供された公開情報
- c) 格付関係者がインターネット等により広く一般に公開している情報

- (3) **当該情報の提供者：**株式会社みずほコーポレート銀行及び株式会社みずほフィナンシャルグループ

- **当社に対して直近 1 年以内に講じられた監督上の措置の内容：**なし

フィッチの全信用格付は、所定の制約及び免責の対象となっています。弊社ウェブサイトから当該制約及び免責事項をご覧ください（www.fitchratings.co.jp：「格付の定義」>[「信用格付を理解する：利用と制約」](#)）。さらに、格付の定義及び利用規約は弊社のウェブサイトwww.fitchratings.co.jpに掲載されています。公表された格付、格付基準、格付手法も同サイトに常時掲載されています。フィッチの行動規範、守秘義務、利益相反、関連会社間のファイアウォール、コンプライアンス及びその他の方針・手続等もwww.fitchratings.com / www.fitchratings.co.jp 上の「Code of Conduct」/[「行動規範」](#)のセクションにてご覧いただけます。